

中国国家薬品監督管理総局（NMPA）申請

ご紹介～申請手続きまで ＜化粧品＞



株式会社WWIPコンサルティングジャパン
東京都港区西新橋1-17-11

2020.05版

NMPA申請対象の商品

NMPA(National Medical Products Administration)とは、国家薬品监督管理局（中国薬事当局、日本ではPMDAに相当）です。
2018年11月、中国各政府部門の組織変更に従い「CFDA」より改名しました。

非特殊化粧品

<備案申請方式>

申請～認証：約 6～8ヶ月
(うち検査機関の検査：2～3ヶ月)

<新原料申請>

申請～認証：1年以上

特殊化粧品

特殊効能を謳う商品が対象

日焼け止め類、シミ・美白化粧品、消臭類、除毛類、染毛・ヘアカラー類、パーマ液、シェイプアップ、バスト類、育毛・養毛剤

<普通申請方式>

申請～認証：12ヶ月～
(うち検査機関の検査：4ヶ月～)
*製品により期間が異なります。

<新原料申請>申請～認証：1年以上

医薬品

医薬品
包装

医薬品
添加物

医療機器

栄養補助食品
<備案申請方式>

Ⅱ 機能性保健食品
<普通申請方式>

※食品は旧制度ではCFDA管轄、新制度ではNMPAから外されています。

【費用】 検査機関に確認の上、個別に概算見積りをご提示致します。予算含め、お気軽にご相談ください。

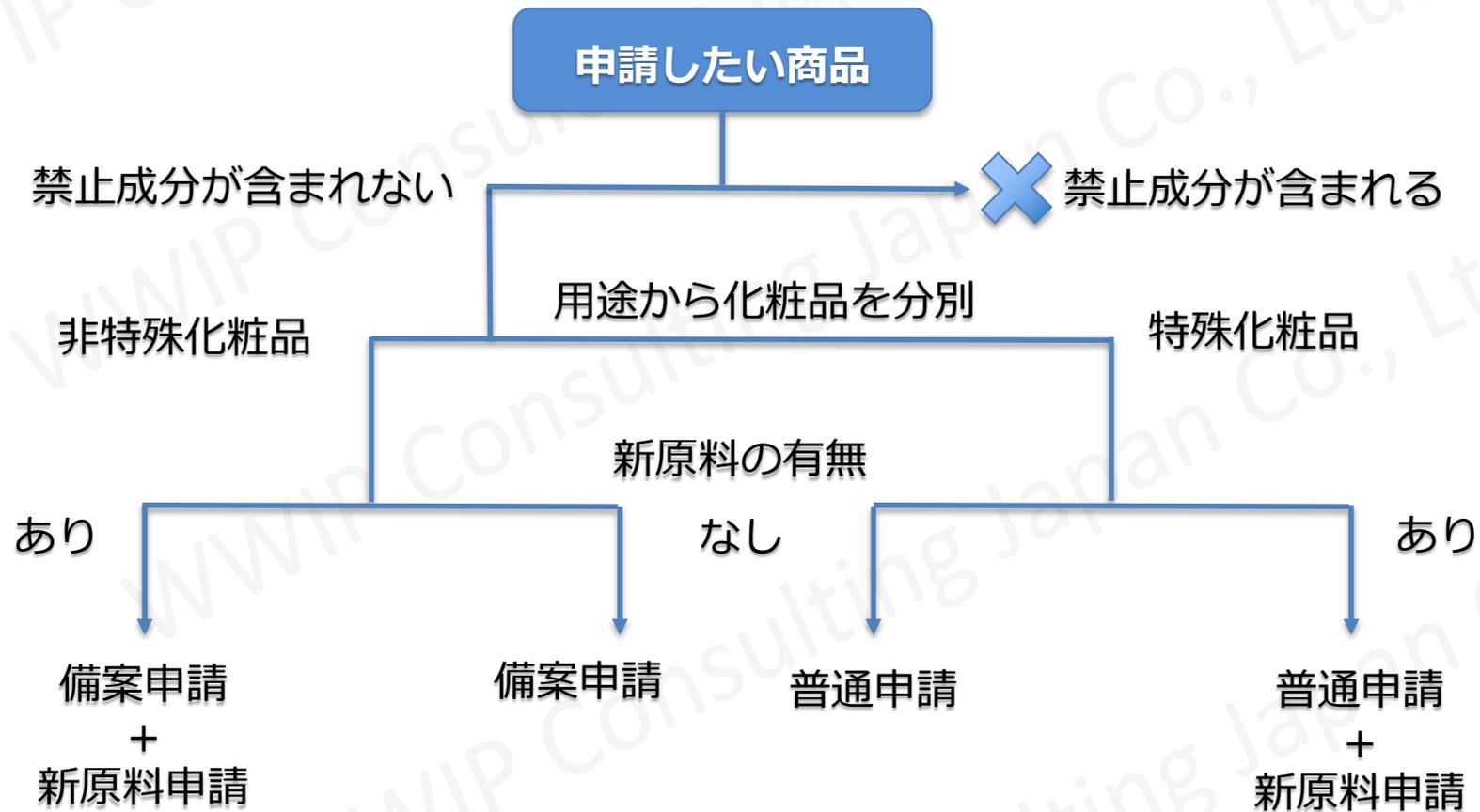
【期間】 申請～認証までの期間を記載しております。申請前に書類の準備期間が必要です。

NMPA (旧CFDA) 申請可否の判断

中国化粧品業界で使用実績のない成分は使用が認められません。もしそのような成分が含まれる場合、成分を抜くか代替成分に変更するか、「新原料申請」で成分の認可を取得することが別途必要となります。

(本資料にて提示した予算と所要時間には含まれません。)

また、使用実績如何に関わらず、中国政府が禁止成分として掲げる成分については新原料申請もできません。



申請の流れ

特殊化粧品は北京総局へ申請、非特殊化粧品は各地方局にて備案申請します。（北京でも備案は可能）
 技術審査は特殊化粧品に必要であり、非特殊化粧品の場合は技術審査不要とされています。



費用・所要時間の目安

▶料金と所要時間は目安としてお考えください。

種別	概算料金表（日本円）							所要時間（目安）				
	①基礎検査	②追加検査	③授權書翻訳公証	④基本代行手数料	⑤中国責任会社 請負費用	合計金額 (①+③+④)	管理手数料15%	アカウント審査	検査期間	審査期間		
非特殊化粧品	ヘアケア化粧品	15万	製品ごとにご提示	2万	30万	別途ご相談	47万	合計費用の15%	14営業日	60日	60~90日	
	一般スキンケア化粧品	12万	製品ごとにご提示	2万	30万				44万	14営業日	60日	60~90日
	目元スキンケア化粧品	15万	製品ごとにご提示	2万	30万				47万	14営業日	60日	60~90日
	一般メイクアップ化粧品	12万	製品ごとにご提示	2万	30万				44万	14営業日	60日	60~90日
	目元メイクアップ化粧品	15万	製品ごとにご提示	2万	30万				47万	14営業日	60日	60~90日
	リップ・口紅化粧品	12万	製品ごとにご提示	2万	30万				44万	14営業日	60日	60~90日
	爪関連化粧品（足爪を含む）	10万	製品ごとにご提示	2万	30万				42万	14営業日	60日	60~90日
	芳香剤・香水	12万	製品ごとにご提示	2万	30万				44万	14営業日	60日	60~90日
特殊化粧品	日焼け止め・紫外線防止化粧品	21~28万	製品ごとにご提示	4万	51万	別途ご相談	65~72万	合計費用の15%	7営業日	80日	60~120日	
	美白・シミ対策化粧品	21~28万	製品ごとにご提示	4万	51万				65~72万	7営業日	110日	60~120日
	デオドラント・消臭化粧品（脇限定）	15~20万	製品ごとにご提示	4万	51万				59~64万	7営業日	110日	60~120日
	脱毛化粧品	10~20万	製品ごとにご提示	4万	51万				50~60万	7営業日	110日	60~120日
	染毛剤・ヘアカラー関連	13~28万	製品ごとにご提示	4万	51万				57~72万	7営業日	80日	60~120日
	パーマ処理液	17~20万	製品ごとにご提示	4万	51万				61~64万	7営業日	80日	60~120日
	シェイプアップ	30~60万	製品ごとにご提示	4万	58万				74~104万	7営業日	160日	60~120日
	バスト関連効果のある化粧品	30~60万	製品ごとにご提示	4万	58万				74~104万	7営業日	160日	60~120日
	育毛効果のある化粧品	40~70万	製品ごとにご提示	4万	58万				84~114万	7営業日	160日	60~120日

- ▶費用については、追加検査、パッチテスト、効能テスト（特殊化粧品の効能有無テスト）SPF/PAテスト等により変動する可能性があります。
- ▶中国責任会社請負費用は、申請年度8万円（+管理手数料、税）。登録年の2年目以降、毎年8万円（+管理手数料、税）です。
- ▶WWIPが責任会社を請負い、登録後に別の中国法人に変更される場合、変更登記費用が8万円（+管理手数料、税）が発生します。
- ▶サンプル発送費用等、上記以外で生じた費用をWWIPが立て替えた場合、別途実費にて請求致します。
- ▶申請期間は公的機関の所用時間を示したものです。資料収集、作成等で通常+ 4-5ヶ月の期間がかかります。
- ▶中国の検査では、動物実験が行われる場合がございます。
- ▶お支払いは、分割（着手時・試験開始時・備案番号発行時の3回）にてご請求致します。

申請代行業務に関する留意事項

国家薬品监督管理局(NMPA)申請代行業務に関する留意事項 確認書

NMPA 申請代行業務をご発注いただくにあたり、以下の事項の確認をお願いします。

1) 製品に使用されている成分の使用可否判断の変更

成分の使用可否は、事前の成分チェックでほぼ判断できますが、稀に中国政府が公表していない規定により、事前チェックの段階では使用が可能であると判断された成分が、使用できないケースがあります。

この場合、使用不可とされた成分を抜く、もしくは代替成分へ変更する対応をお願いすることをご了承ください。

例：法規改正や規定の変更が行われ、成分が使用できなくなるケース。

2) 申請にあたっての補足資料の提出

安全リスク成分に関する補足資料の提出をお願いする場合があります。

例：キャリアオーバーの防腐剤に対して安全性の証明を柄で求められるケース。

3) 申請内容の真実性の保証

中国で使用が禁止されている成分、配合量が制限されている成分について、弊社では使用不可であることをお知らせしますが、そのような成分を申請する成分表から書面上外すなどの不実記載により問題が生じた場合、弊社では一切の責任を負いません。

例：成分表から記載を外して他の成分に上乗せして帳尻合わせする。

4) 審査不通過

申請準備段階で発見された問題を解消すれば、その後の審査で補足資料の提出等に対応することで、審査通過できるケースが大半ですが、万が一、審査通過できなかった場合については、下記のように対応致します。

- ① 弊社の過失による審査却下：全額ご返金します。
 - ② お客様の過失による却下：返金は致しません。 ※ 提出資料の不実記載 3)等。
 - ③ 両社に過失なく却下：弊社は基本的に通過まで、再申請します。
- 但し、中国政府の制度変更による不通過などは返金できません。

5) 申請スケジュール

着手～通関可能になるまで、順調に進んだ場合の所要期間は以下の通りです。

特殊化粧品の場合：12ヶ月～ 非特殊化粧品の場合：6～8ヶ月

- 検査機関へのサンプル発送時間、春節などの中国の祝日、食薬庁のシステム問題などによる遅延も生じる恐れがございますので、ご了承ください。

6) 非特殊化粧品（備案審査）の販売可能時期について

非特殊化粧品は備案申請方式です。備案申請を行うと、方式審査（書類チェック）が行われ、約7～10日で備案番号が発行されます。備案番号発行後は通関可能となりますが、同時に技術審査が開始され、完全な認可取得までは3～4ヶ月かかります。

技術審査で中文ラベルやパッケージの修正が指示される場合があり、その場合、製品パッケージの表記を変更する必要があります。

そのため、備案番号発行～認可取得までの期間においては、その期間で販売する数量を目安に製造、通関されることをお勧めします。

7) 申請制度の変更

申請制度の変更により、要求事項が増え、進捗や対応に変更が生じた場合は速やかに対応についてご相談します。

8) 中国における責任会社（境内責任人、在華責任会社）について

申請にあたっては、中国において中国で登記された法人が必要となります。

特殊化粧品の場合は「在華責任会社」、非特殊化粧品の場合は「境内責任人」と呼びます。非特殊化粧品の責任会社である「境内責任人」は中国における商品の品質トラブルを含む全ての責任を負うと定められています。(2019.2月現在の規定による)

弊社の提携会社が責任会社を請け負うサービスもございますが、この場合は別途契約が必要となります。

又、弊社の提携会社が責任会社を請け負った場合で、対象製品に起因した理由で何らかの問題が生じ、境内責任人が損害賠償やその他、刑事民事の責任を負う事になった場合、その損害は対象製品の申請元である貴社（日本の発注元）が負うものとします。

以上

(申請代行受任者)

株式会社ワールドワイドアイピーコンサルティングジャパン
東京都港区西新橋 1-17-11-2F

(申請代行委任者)

NMPA 申請を行うにあたり、上記事項について了承致します。

令和2年 月 日

(貴社名)

(貴社住所)

記名・捺印

NMPA化粧品申請 必要資料

申請者・製造会社準備物

1. 複合成分表
2. パッケージデータ
3. 商品説明資料
4. 商品名（中文）
5. 自由販売証明
6. 品質安全規制要求、技術要求
7. 委託証明（OEM生産の場合のみ）
8. 委託製造先の品質安全管理証明（OEM生産の場合のみ）
9. 生産プロセス
10. 化粧品原料と原料提供元が狂牛病発生地域である場合のリスク資料、その他補足の安全性資料*
11. 商品サンプル

中国責任会社準備物

1. 中国公証機関で公証した授權書
2. 営業許可証コピー

* 必要に応じて案件ごとにお知らせし、ご準備いただきます。
その他申請資料は中国申請代行会社とWWIPがご準備致します。

新原料申請の場合は下記のような資料が必要となります。（申請する場合は別途相談）

- ・新原料行政許可申請表
- ・新原料研究開発報告
- ・新原料の生産プロセス
- ・新原料の安全規制要求
- ・毒性及び安全性評価資料（日本での毒性及び安全性試験データ）

1. 複合成分表

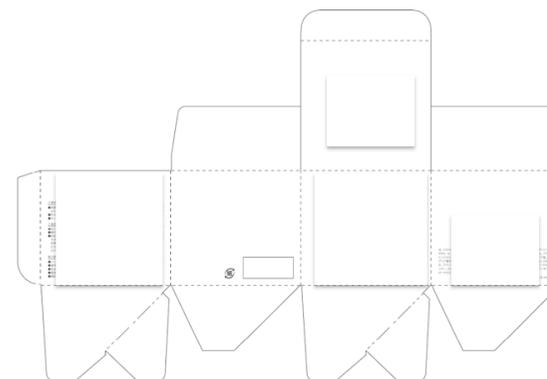
複合成分の成分名、配合量、配合目的を記した詳細な成分表が必要です。

製品名	記入例		②	③	④		⑤
	① 配合成分を、水や防腐剤などの複数の原料で構成する場合、細かく分けて記入します。 carryover成分も記入し、「配合目的」に「carryover」とご記入ください。↓		①の成分の、製品に対する配合量です。 全部合わせると100%になります。↓	②の成分を100%としたときの、各原料の配合量です。↓	製品に対する原料の配合量です。 ↓		成分を製品に配合している目的です。↓
成分含有量(%)	INCI	成分名	成分含有量(%)	原料配合百分比	配合量(%)		配合目的
1	WATER	水	79.978	100%	79.977	基剤	Base
2	GLYCERIN	グリセリン	2	100%	2	保湿剤	Skin-Conditioning Agent
3	CETYL PALMITATE	パルミチン酸セチル	2.5	40%	1	乳化剤	Surfactants Emulsifying Agent
4	SORBITAN OLIVATE	パルミチン酸ソルビタン		30%	0.75		
5	SORBITAN OLIVATE	オリーブ脂肪酸ソルビタン		30%	0.75		
6	ARTEMISIA CAPILLARIS FLOWER EXTRACT	カワラヨモギ花エキス	1	0.03%	0.0003	保湿剤	Skin-Conditioning Agent
7	EUGENIA CARYOPHYLLUS (CLOVE) FLOWER EXTRACT	チロウジエキス		0.07%	0.0007		
8	GLYCERYL CAPRYLATE	カプリル酸グリセリル		35%	0.35		
9	BUTYLENE GLYCOL	BG		44.9%	0.449		
10	WATER	水		20%	0.2		

2. パッケージデータ

商品の容器・化粧箱などのパッケージデータもしくは写真をお送りください。

内容をチェックし、中国で使用できない文言がある場合は変更・削除をご提案します。



3. 商品説明資料

商品の使用方法、使用上の注意などの基本的な説明をご教示いただきます。
こちらで翻訳し、中文のラベル作成に使用します。

4. 商品名（中文）

商品命名は、NMPA申請だけでなく、今後の様々な申請・登録や、中国で販売を行う際に正式名称として使用することとなります。

日本語名に近い音から当て字で命名するケースもありますが、多く場合、消費者に製品の効能や質の良さが伝わり、かつ印象に残せるような意味を込めた命名を行う必要があります。

そのため、原則として貴社と在華責任会社で命名することをお勧めしております。

もし、命名が自社と在華責任会社だけで困難である場合はご相談ください。

（中文名の取り決め相談費用：3候補 15,000円 *別途管理手数料15%がかかります）

命名にはルール

1) 下記①+②+③もしくは①+③の構成で命名します。

①「ブランド名」+②「オリジナルの形容表現（保湿、爽やか、さっぱりなど。2つ以上も可）」
+③「一般名（化粧水、ボディソープなど）」

2) 使用可能な文言を使用すること

広告表現上の事情で中国で使用できない文言など、商品名に使用できない文言があります。

まずは候補名をいただき、弊社側で使用可否をチェック致します。

5.自由販売証明

日本において化粧品として生産・流通していることを示す証明書です。
製造販売元から化粧品工業連合会へ申請して発給していただきます。（医薬部外品の場合は厚労省様式）

▼「粧工連 様式3」

▼「中国向け輸出証明様式」


証 明 書

日本化粧品工業連合会は、株式会社 [redacted] によって製造販売された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

製品名：
[redacted]

上記製品は、平成20年6月25日付厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡文書「化粧品の製造管理及び品質管理に係る自主基準について」により、ISOの化粧品GMPである「ISO22716」に基づき製造されております。

平成30年4月16日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二




証 明 書

日本化粧品工業連合会は、下記化粧品が日本国内において既に販売されていることを証明します。

会社名：株式会社 [redacted]

住 所： [redacted]

製品名：
[redacted]

平成30年4月16日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二



7. 委託証明（委託生産の場合のみ）

OEM委託をしている場合、製造元との委託関係を示す資料原本の準備が必要です。

Consigned processing agreement

Party A
Party B

Through amicable consultation, Party A appoints Party B to process the following products:

Anything not covered in this Agreement will be separately solved by both parties through amicable consultation. This agreement shall come into force since the day when the legal representatives or their authorized representatives sign and seal thereto and the period of validity is five years.

Names of the products under consigned processing

Party A: _____ Party B: _____
Authorized representative: _____ Authorized representative: _____

Date: _____

8. 委託製造先の品質安全管理証明

OEM生産の場合、工場の品質安全管理に関する証明資料の提出が必要です。
国際規格であるISO/GMPが最も認められやすく、これがない場合は製造元の製造業許可証の保持を示すなどの方法があります。

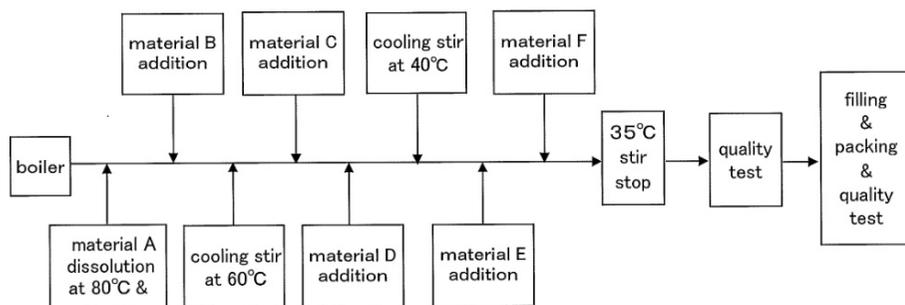
The diagram illustrates the process of providing proof of ISO/GMP certification for a manufacturer. It shows a sample SGS certificate for ISO 22716 (Cosmetics - Guidelines on Good Manufacturing Practices (GMP)) issued to Osaka Ikeda Factory. This certificate is then copied, and a 'Statement of Fact' and 'Declaration of Justification' are prepared by Bureau Veritas. The 'Declaration of Justification' states that the copy is a duplicate of the original issued by Bureau Veritas Japan Co., Ltd.

大切なISO/GMP原本は提出できないため、ISO/GMPの発行機関からISO/GMP取得を示す証明書を発行してもらう方法がお勧めです。

9. 生産プロセス

製造方法に関する下記のようなレシピ資料のご準備が必要です。

MANUFACTURING PROCESS



- 1) Dissolve and stir material A at 80°C in boiler.
- 2) Add material B.
- 3) Cooling stir at 60°C.
- 4) Add material C.
- 5) Add material D.
- 6) Cooling stir at 40°C.
- 7) Add material E.
- 8) Add material F.
- 9) Stir and stop at 35°C.
- 10) Test quality.
- 11) Filling and packing and test quality.

A	1.18.27
B	1.2.3.4.5.6.7.8.9.12.13.16.24.25.26
C	28
D	1.10.11.14.15.17.22.23
E	29
F	1.19.20.21

No.	SET	INCI	中国INCI
1	A/B/D/	Water	水
2	B	Cocamidopropyl Betaine	椰油酰胺丙基甜菜碱
3	B	Sodium Methyl Cocoyl Taurate	甲基椰油酰基牛磺酸钠
4	B	Glycerin	甘油
5	B	Sodium Laureth-4 Carboxylate	月桂醇聚醚-4 羧酸钠
6	B	Lauramidopropyl Betaine	月桂酰胺丙基甜菜碱
7	B	Sodium Lauroyl Sarcosinate	月桂酰肌氨酸钠
8	B	Sodium Cocoyl Glutamate	椰油酰谷氨酸钠

10. 化粧品原料のリスク資料

(必要に応じて提出)

安全上、リスクとなりうる物質がある場合には補足の資料のご準備をお願いすることがございます。
また、化粧品に使用されている原料及びその出所がBSE区域である場合、高リスク物質使用制限/禁止要求に適合していることを示す誓約書の提出が必要となります。

化粧品中可能带来安全性风险物质原料			
序号	原料名称	风险物质名称	备注
1	PEG 类原料、聚醚类原料、聚山梨醇酯类原料	二噁烷	二噁烷残留量符合《国家食品药品监督管理局关于化妆品中二噁烷限量值的公告》中提出的化妆品中二噁烷限量值暂定为不超过 30mg/kg 规定
2	苯氧乙醇	二噁烷、苯酚	苯酚残留量符合日本厚生省告示第 331 号《化妆品基准附表 3》中苯酚作为防腐剂的限量：0.1g/100g；
3	滑石粉	石棉	
4	三乙醇胺、乙醇胺、氨丁三醇、氨甲基丙醇、氨甲基丙二醇	仲链烷胺、亚硝酸	仲链烷胺 (0.5%)、亚硝酸 (50ug/kg)
5	聚丙烯酰胺、一些聚季铵盐类、(聚)丙烯酸盐类及其共聚物类	丙烯酸酯单体	驻留类身体用产品丙烯酸酯单体最大 残留量 0.1mg/kg；其它产品丙烯酸酯单体最大 残留量 0.5mg/kg
6	植物油脂	农残	
7	乙醇	甲醇	2000mg/kg

11. 商品サンプル

検査機関へ送るためのサンプル商品のご用意が必要となります。
成分・パッケージ表記に問題がないことを確認してから、ご用意をお願いしております。

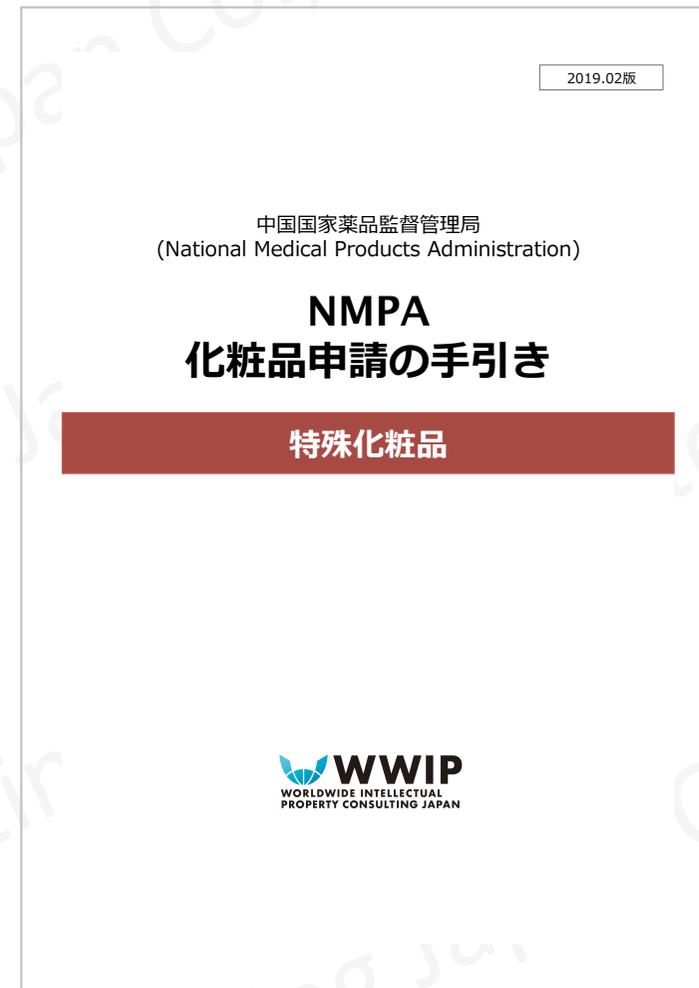
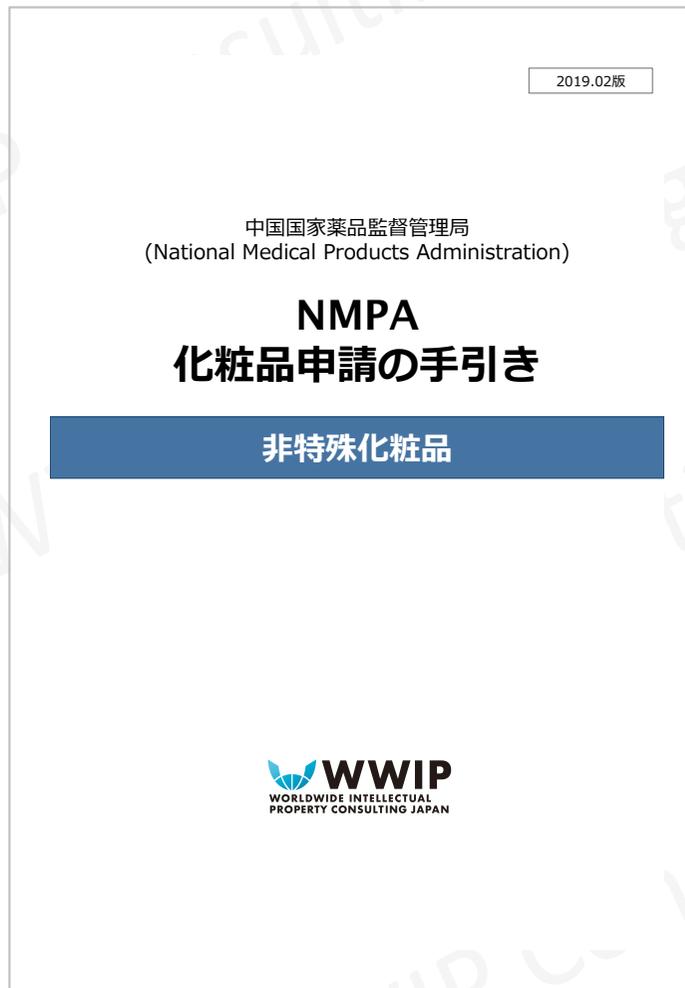
具体的な数量は商品ごとにお伝えしますが、目安としては下記の通りです。

非特殊化粧品：25～30個

特殊化粧品：100個を超えるケースあり。

(容量の少ない商品は、より多くのサンプルが必要となる場合もございます。)

ご注文頂いた際には、より詳細な「申請の手引き」をお渡しします



化粧品申請はなぜ難しいといわれるのか

中国における行政申請が海外企業にとってわかりにくい理由の一つとして「担当者地域によって申請の取扱いが異なるケースがある」が挙げられます。中国人治主義の弊害とも言えるこの問題に対処する事が求められています。

※ 昨年実際にあった実例をご紹介します

上海備案申請のハードルが一番高い

：上海から始まる新しい規制、天津等に比べ1.5倍の申請期間

(関連事象1) 上海だけ禁止される成分がある / 他地域では使用可能なのに。

(関連事象2) 無〇〇の表現禁止も2019.03、上海備案から始まった。

北京と上海の備案申請で粧工連のISO、GMP準拠文書に補足資料要求

：粧工連発行のISO,GMP準拠文書に、ISO原本複写の公証が要求されたケース

(関連事象1) 昨年11月の検査規定変更を受け、実際の製造会社を記載する項目が増加。

(関連事象2) 昨年末、2020年の工場抜き打ち検査対象企業の境内責任会社が呼集された
… 日本企業も対象に。新化粧品条例の前倒し対応か。

動物実験問題

：動物実験廃止の流れはあるもの昨年11月の検査規定開始では変わらず動物実験必須に

(関連事象1) 中国国内化粧品では動物実験を避け方法があるも、高額かつ処理能力なし。

CFDA延長申請問題

：NMPA延長申請で過去実施した検査結果の流用を拒否する四川省

アジア各国でのサービス

		中国	香港	マカオ	台湾	韓国
		CN	HK	MO	TW	KR
商標申請関係	商標申請	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	商標更新・変更申請		CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	拒絶通知に対する					
	補正・意見書提出	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
悪意商標対策	悪意商標常時監視	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	無効申告	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	3年不使用申立て	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
商標買取	商標買取交渉	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	商標譲渡契約	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
	商標譲渡に伴う変更登記	直接提携	CN経由	CN経由	直接提携	直接提携
化粧品輸入に関する申請		NMPA	CGSO	--	TFDA	KFDA
		登録審査	申請不要		対象に限り	対象に限り

		ベトナム	マレーシア	シンガポール	タイ	フィリピン
		VN	MY	SG	TH	PH
商標申請関係	商標申請	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	商標更新・変更申請	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	拒絶通知に対する					
	補正・意見書提出	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
悪意商標対策	悪意商標常時監視	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	無効申告	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	3年不使用申立て	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
商標買取	商標買取交渉	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	商標譲渡契約	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
	商標譲渡に伴う変更登記	CN経由	SG経由	直接提携	SG経由	直接提携
化粧品輸入に関する申請		ACD	ACD/GCCPM	ACD/HSA	ACD	ACD
		開示手続き	申請	申請	申請	申請

WWIP海外商標登録料金 2019

国名	申請方式	料金 (日本円)	類似商標チェック	備考	
中国	通常申請 (出願～登録一括)	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	80,000 /区分	無料	審査結果如何に関わらず、ご返金はございません。
		指定商品/役務の追加	2,000 /個	-	-
	成功報酬型の申請 着手金を頂き、初歩審査通過時点で成功報酬をご請求します	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	50,000 /区分	5,000円/区分	WWIPが事前に行う基本的な類似商標チェックは無料。
		指定商品/役務の追加	2,000 /個	-	-
	登録成功報酬 ★「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。	
香港	通常申請 (出願～登録一括)	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	110,000 /区分	無料	審査結果如何に関わらず、ご返金はございません。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
マカオ	通常申請 (出願～登録一括)	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	110,000 /区分	無料	審査結果如何に関わらず、ご返金はございません。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
台湾	成功報酬型の申請 着手金を頂き、初歩審査通過時点で成功報酬をご請求します	出願費用 (指定商品/役務20個まで)	80,000 /区分	5,000円/区分	WWIPが事前に行う基本的な類似商標チェックは無料。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
		登録成功報酬 ★「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。
	韓国	成功報酬型の申請 着手金を頂き、初歩審査通過時点で成功報酬をご請求します	出願費用 (指定商品/役務20個まで)	70,000 /区分	5,000円/区分
指定商品/役務追加			2,000 /個	-	-
	登録成功報酬 ★「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。	
マレーシア	成功報酬型の申請 着手金を頂き、初歩審査通過時点で成功報酬をご請求します	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	100,000 /区分	現地事務所に変更相談 (有料となる場合あり)	WWIPが事前に行う基本的な類似商標チェックは無料。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
		登録成功報酬 ★「初歩審査通過」した場合	80,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。
シンガポール	成功報酬型の申請 着手金を頂き、初歩審査通過時点で成功報酬をご請求します	出願費用 (指定商品/役務10個まで)	100,000 /区分	5,000円/区分	WWIPが事前に行う基本的な類似商標チェックは無料。
		指定商品/役務追加	2,000 /個	-	-
		登録成功報酬 ★「初歩審査通過」した場合	50,000 /区分	-	初歩審査通過できなかった場合はご請求致しません。

2019.04版

上記の料金に、15%の管理手数料を加算させていただきます。
出願・申し立て以外に、各国における拒絶対策・登録情報の変更・譲渡なども承っております。
上記以外の国への出願も可能です。お気軽にお申し付けください。

➤ 商標関連サービスは、
上記以外のアジア各国も対応しています。

➤ 化粧品の申請：インドネシアでのサービスを開始しました。(2019.05～)

成分チェックは無料で承っています。

まずは、貴社の製品に 中国における禁止成分がないかを確認することをお勧めします。

日本では使用できる成分でも、中国では禁止されている場合があります、申請前の成分チェックは必須です。日本では約15,000の成分が使用を許されていますが、中国で使用可能とされている成分数は約8,800しかありません。禁止成分が含まれている場合は、成分を取り除くか代替成分に変更する必要があります。

弊社では、ご要望に応じてNMPA(旧CFDA)総局の発表する最新版の禁止成分一覧等の規定に則って成分チェックを行っています。

弊社専門アドバイザーが成分チェックを行いますので、お気軽にお問い合わせください。

株式会社WWIPコンサルティングジャパン

TEL : 03-6206-1723

Email : official@wwip.co.jp

